公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７５号

奈良県奈良市古市町1665番地の20、申立時の住所茨城県つくば市吾妻３丁目13番地14　ドミールＫ　201号

債務者　西丸　昌樹

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月６日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０１号

茨城県坂東市猫実２番地６

債務者　大友　丈史

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月６日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２２３号

栃木県宇都宮市西川田本町４丁目24番１号、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川3933番地10

債務者　須田　修子

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久津　陽
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２９号

栃木県日光市木和田島1388番地５

債務者　齋藤　伸介

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　信行
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月10日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２００号

熊本市北区打越町43番46号　ハミングコート打越103号

債務者　立井　大介

1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　徳和
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１７号

熊本県阿蘇郡西原村大字小森3645番地16

債務者　糸田　美和

1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１００号

神奈川県横須賀市三春町１－41－１　ルミエール202、住民票上の住所神奈川県横須賀市日の出町３丁目14番地３エムゼック・ルネス横須賀306

債務者　及川　　光

1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　破産債権の届出期間　平成30年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１１１号

神奈川県横須賀市久里浜２丁目１番10号　エミーハイツ309

債務者　野田　英幸

1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成30年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第６８６号

東京都青梅市新町５丁目18番地の１エメラルドハイツ207

債務者　関口　康一

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　　晃
4　破産債権の届出期間　平成30年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月24日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７２１号

東京都八王子市椚田町524番地８ストークヴィレッジＡ201号

債務者　日原　岳広

1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　浩之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月29日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６０号

長崎県大村市久原１丁目223番地53

債務者　向井　明子

1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　一成
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第３００号

千葉県我孫子市岡発戸1228番地の30

債務者　黒沼まち子（旧姓松本）

1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　雅子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部